



平成 24 年 4 月 26 日

グッドマンジャパン株式会社
(コード番号: 8992 東証マザーズ)
代表取締役社長兼 CEO
ポール・マクギャリー

株主提案権行使及び種類株主総会招集請求に関する書面の受領に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 4 月 25 日付で、当社株式を保有する株主グループより、平成 24 年 6 月 26 日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における株主提案権行使に関する書面及び種類株主総会の招集請求に関する書面(以下「本株主提案」と総称します。)を受領いたしましたのでお知らせいたします。

当社取締役会は、本株主提案の内容を慎重に検討し、適正なプロセスによる対応を徹底するため、社内プロジェクトチームを組成いたしました。

また、本株主提案に係る手続の実施は、当社の支配株主との取引に該当する可能性があるため、当社の定める「支配株主および関係会社間取引に関する規程」に従い、利益の相反が生じるおそれのある当社取締役その他の関係者を、本株主提案の内容の検討を含む本株主提案に係る一切の手続から除外すること等により、当社の少数株主の利益保護を徹底いたします。

本株主提案の内容

1. 提案及び請求株主

- (1) 氏名: 株主 25 名(個人情報保護の見地から、株主の氏名又は名称の開示は控えさせていただきます。)
(2) 保有株式数: 20,135 株 (13.67)%

2. 本株主提案の概要

(A)提案の内容

当社普通株式 1 株当たり 70,000 円の価格によるスクィーズ・アウトの実施を求め、以下の議題及び議案を本定時株主総会に付議する旨の株主提案を行う。

ア

(ア) 議題

種類株式発行に係る定款一部変更の件

(1) 議案の要領

本議案に係る定款変更の内容は、次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本議案が承認可決された時点で、その効力を生ずるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="309 398 512 427">第 2 章 株 式</p> <p data-bbox="150 443 395 472">(発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="134 488 624 555">第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 251,590 株とする。</p> <p data-bbox="373 696 448 725">(新設)</p> <p data-bbox="293 1339 528 1406">第 3 章 株主総会 (新設)</p>	<p data-bbox="979 398 1182 427">第 2 章 株 式</p> <p data-bbox="724 443 970 472">(発行可能株式総数)</p> <p data-bbox="708 488 1449 689">第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>251,590 株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は 251,490 株、第 6 条の 2 に定める内容の株式 (以下「A 種類株式」という。) の発行可能種類株式総数は 100 株とする。</u></p> <p data-bbox="724 741 927 770">(A 種類株式)</p> <p data-bbox="708 786 1449 1413">第 6 条の 2 当社の残余財産を分配するときは、<u>A 種類株式を有する株主 (以下「A 種株主」という。) 又は A 種類株式の登録株式質権者 (以下「A 種登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、A 種類株式 1 株につき 1 円 (以下「A 種残余財産分配額」という。) を支払う。A 種株主又は A 種登録株式質権者に対して A 種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A 種株主又は A 種登録株式質権者は、A 種類株式 1 株あたり、普通株式 1 株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p data-bbox="963 1464 1198 1494">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="724 1509 927 1538">(種類株主総会)</p> <p data-bbox="708 1554 1449 1621">第 14 条の 2 第 11 条、第 13 条及び第 14 条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p data-bbox="804 1637 1449 1749">2. 第 12 条第 1 項の規定は、<u>会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p data-bbox="804 1765 1449 1877">3. 第 12 条第 2 項の規定は、<u>会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

イ

(7) 議題

全部取得条項に係る定款一部変更の件

(1) 議案の要領

本議案に係る定款変更の内容は、次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、第 1（当社注：本書面 2、ア、(イ)に相当する。以下同じです。）及び第 3（当社注：本書面 2、ウ、(イ)に相当する。以下同じです。）の議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに普通株主による種類株主総会において本議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること（以下、本議案と同内容の定款変更案に係る議案が付議される普通株主による種類株主総会を「本種類株主総会」といいます。）を条件として、その効力が生じるものとします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、本種類株主総会が本定時株主総会の開催日と同一の日で開催される場合、当該日の翌日から 45 日が経過した日とし、本種類株主総会が本定時株主総会の開催日と同一の日で開催されない場合、本定時株主総会と本種類株主総会の各開催日のいずれか遅い日の翌日から 45 日が経過した日とします。

なお、本議案に係る定款変更の内容は、貴社の発行済株式総数が 147,272 株であることを前提とするものであり、今後、貴社の発行済株式総数が変動した場合には、それに応じて、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに交付する A 種種類株式の割合（追加変更案第 6 条の 3 第 2 項）、全部取得条項付普通株式の取得対価の価額（追加変更案第 6 条の 3 第 3 項）を調整することになります。

（下線は変更部分を示します。）

第 1 による変更後の定款	追 加 変 更 案
(新設)	<p>(全部取得条項)</p> <p><u>第 6 条の 3 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 21,039 分の 1 株の割合をもって交付する。</u></p> <p><u>3. 会社法第 108 条第 2 項第 7 号イに定める取得対価の価額は、A 種種類株式 1 株当たり 1,472,730,000 円とする。</u></p> <p><u>4. 当社は、第 1 項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合において、株主に交付しなければならない A 種種類株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、会社法第 234 条第 1 項及び第 2 項の規定に従い、取締役の全員の同意により、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てる。）について、前項に定める取得対価の価額をもって、当社又は当社以外の第三者を買取人として、裁判所に対して売却の許可の申立てをするものとする。</u></p>

ウ

(ア) 議題

全部取得条項付普通株式の取得の件

(イ) 議案の要領

全部取得条項付普通株式の取得の内容は、以下のとおりです。

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに第 1 及び第 2 (当社注：本書面 2、イ、(イ)に相当する。以下同じです。)の議案による変更後の貴社の定款に基づき、取得日(下記(2)において定めます。)において、取得日前日の最終の貴社の株主名簿に記載又は記録された貴社を除く全部取得条項付普通株式の株主に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株の取得と引換えに、A 種種類株式を 21,039 分の 1 株の割合をもって交付するものとします。

なお、上記の全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに交付する A 種種類株式の割合は、貴社の発行済株式総数が 147,272 株であることを前提とするものであり、今後、貴社の発行済株式総数が変動した場合には、それに応じて、当該割合を調整することになります。

(2) 取得日

本種類株主総会が本定時株主総会の開催日と同一の日で開催される場合、当該日の翌日から 45 日が経過した日とし、本種類株主総会が本定時株主総会の開催日と同一の日で開催されない場合、本定時株主総会と本種類株主総会の各開催日のいずれか遅い日の翌日から 45 日が経過した日とします。

(3) その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、第 1 及び第 2 の議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において第 2 の議案と同内容の定款変更案に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに第 2 の議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものと致します。なお、その他の必要事項については、貴社取締役会が適切な手続をとるべきであると考えております。

(B) 種類株主総会の招集請求の内容

以下の事項を株主総会の目的とする種類株主総会の招集を請求する。

ア 議題

全部取得条項に係る定款一部変更の件

イ 議案の要領

本議案に係る定款変更の内容は、次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会において、請求人らによる株主提案に係る第 1 乃至第 3 の議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものとします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、本種類株主総会が本定時株主総会の開催日と同一の日で開催される場合、当該日の翌日から 45 日が経過した日とし、本種類株主総会が、本定時株主総会の開催日と同一の日で開催されない場合、本定時株主総会と本種類株主総会の各開催日のいずれか遅い日の翌日から 45 日が経過した日とします。

なお、本議案に係る定款変更の内容は、貴社の発行済株式総数が 147,272 株であることを前提とするものであり、今後、貴社の発行済株式総数が変動した場合には、それに応じて、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに交付する A 種種類株式の割合（追加変更案第 6 条の 3 第 2 項）、全部取得条項付普通株式の取得対価の価額（追加変更案第 6 条 3 第 3 項）を調整することになります。

（下線は変更部分を示します。）

株主提案に係る本件議案第 1 による 変更後の定款	追 加 変 更 案
(新設)	<p>(全部取得条項)</p> <p><u>第 6 条の 3</u> 当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</p> <p><u>2.</u> 当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 21,039 分の 1 株の割合をもって交付する。</p> <p><u>3.</u> 会社法第 108 条第 2 項第 7 号イに定める取得対価の価額は、A 種種類株式 1 株当たり 1,472,730,000 円とする。</p> <p><u>4.</u> 当社は、第 1 項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合において、株主に交付しなければならない A 種種類株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、会社法第 234 条第 1 項及び第 2 項の規定に従い、取締役の全員の同意により、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てる。）について、前項に定める取得対価の価額をもって、当社又は当社以外の第三者を買取人として、裁判所に対して売却の許可の申立てをするものとする。</p>

なお、当社取締役会は、本株主提案の内容等を慎重に検討した上で、当社取締役会の考え方を株主の皆様にお知らせする予定です。

本件に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

グッドマンジャパン株式会社
 セントラルエグゼクティブ
 アシスタントマネジャー
 戸梶真理（とかじまり）
 Tel 03 6910 3341

グッドマングループ

グッドマングループはオーストラリア、ニュージーランド、アジア、ヨーロッパ、およびイギリスを含むグローバル市場でビジネスを展開する総合不動産グループです。グッドマングループは、インダストリアル不動産およびビジネススペースの上場ファンドマネジャーとしても、世界第2位の規模を誇り、運用総資産は1兆6000億円を超えます。

グッドマンの不動産に関するグローバルなノウハウと、所有・開発・管理を含む総合的なカスタマーサービス、および卓越したファンドマネジメントのプラットフォームにより、多様化するお客様の個別ニーズに対応する革新的なソリューションをご提案するとともに、投資家の皆様に長期的なリターンを実現しています。

グッドマングループの詳細については www.goodman.com をご参照ください。